

|           |              |
|-----------|--------------|
| 令和2年4月27日 |              |
| 資料提供      |              |
| 担当課       | 農林水産部水産振興課   |
| 担当者       | 垣内、磯寄        |
| 電話        | 073-441-3004 |

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等 に対する資金繰り支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による操業停止や魚価低下等により、漁業経営に影響を受けている又はその恐れがある漁業者等に対する資金繰り支援として、県が利子補給及び保証料補助を行う「漁業振興資金」の融資を開始します。

### <漁業振興資金の概要>

- 1 対象者：県内の漁業を営む個人又は法人  
県内の漁業協同組合
- 2 資金使途：運転資金
- 3 貸付要件：新型コロナウイルス感染症の影響により漁業経営に支障を来している又はその恐れがあること
- 4 貸付限度額：漁業を営む法人及び漁業協同組合 2千万円  
漁業を営む個人 1千万円  
※注 本資金の融資残高がある場合は、上記限度額から融資残高を差し引いた額を上限とする。

5 償還期限：6年以内（うち据置期間2年以内）

6 支援内容：①利子補給

| 基準金利  | 県利子補給率 | 末端貸付利率 |
|-------|--------|--------|
| 1.50% | 1.30%  | 0.20%  |

※令和2年4月20日現在（市中金利の変動に応じて改定）

②保証料補助

| 漁船の総トン数 | 基本保証料率 | 県補助保証料率 | 末端保証料率 |
|---------|--------|---------|--------|
| 20トン以上  | 1.41%  | 0.46%   | 0.95%  |
| その他     | 1.15%  | 0.43%   | 0.72%  |

※国の「漁業者保証円滑化対策事業」を活用することにより、保証料が当初5年間免除されます。

7 融資機関：なぎさ信用漁業協同組合連合会

8 債務保証機関：全国漁業信用基金協会

9 借入申込受付期間：令和2年4月27日から令和3年3月1日まで  
（信漁連への申込）

10 融資及び債務保証にあたっては、なぎさ信用漁業協同組合連合会、全国漁業信用基金協会の各通常審査による。

11 借入申込の際に、新型コロナウイルス感染症の影響に関する申出書を提出